

2026 年度

編入学資格証明書（専修学校専門課程 修了者用）

創価大学長 殿

フリガナ		性別	男・女
氏名		生年月日	年 月 日
学校名 (修了当時の名称)			
専門課程・学科(コース)名 (修了当時の名称)			
在籍期間	入学	年 月 日	
	卒業(修了)	年 月 日	
専修学校設置許可日	年 月 日		
上記学生修了の専修学校専門課程 設置許可日	年 月 日		
校名変更・所在地変更等			

<上記の者の本校での年間授業時間数記入欄>

年度					合計
学年	1	2	3	4	
時間					

上記の者は、本校において法令（学校教育法第 132 条）の定める大学への編入学資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

学校名

所在地

校長名

(校長印)

※ 2 枚目（裏面）があります。

専修学校（専門学校）証明発行ご担当各位

創価大学通信教育部では、学校教育法（第132条）に定める専修学校専門課程の修了者を3年次編入学者として、受け入れを行っています。

この「編入学資格証明書」は、専修学校専門課程を修了された方が創価大学通信教育部（正科課程）に編入学するにあたり、その資格を証明するための書面です。本証明書の発行の依頼がありましたら、下記の〈留意事項〉と〈記入方法〉をご確認の上、証明書の作成、発行をお願い申し上げます。

〈留意事項〉

○専修学校専門課程にかかる本学通信教育部への編入学資格は、高等学校卒業などの大学入学資格を有する者（学校教育法第90条）で、かつ、以下（1,2）いずれかの要件に該当する課程を修了している必要があります。

1. 「専門士」の学位（1994年以降制定の学位）の付与が認められている。
2. 修業年限が2年以上かつ修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であり、試験等により成績評価を行っている課程である。また、在籍期間のすべてが専修学校専門課程として認可を受けている。

○本学では修了見込みでの編入学出願は認めていません。証明書は修了後に作成してください。

○専修学校制度発足（1976年1月）以前の修了者は、編入学できません。

〈記入方法〉

○証明書のすべての項目について、もれなくご記入ください。

○校名変更・所在地変更等のある場合は「校名変更・所在地変更等記入欄」にご記入ください。

○「年度」欄には、授業科目の成績評価を受けた年度を西暦でご記入ください。

○「時間」欄には、修得単位の授業時間数をご記入ください（合計時間を必ずご記入ください）。

[参考] 専修学校専門課程修了者の大学編入学資格に関する法令等の概要

○専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができる。【学校教育法第132条】

文部科学大臣の定める基準は、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間が1700時間以上（第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科にあっては、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上）であること。【学校教育法施行規則第186条、平成10年文部省告示第125号】

○同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で1年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

【学校教育法施行規則第186条第2項】